ハローワークの求人・求職情報 提供サービスについて

厚生労働省職業安定局

ハローワークの求人情報のオンライン提供について(1)

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、<u>ハローワークが保有する求人情報をオンライン</u>で提供(平成26年9月1日より開始)

平成30年6月1日時点で1,449団体が利用

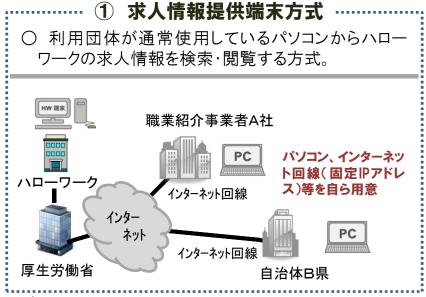
(自治体369団体(45都道府県、323市区町村、国の機関1団体)、職業紹介事業者734団体(有料691団体、無料43団体)、学校等346団体)

【平成29年度実績】

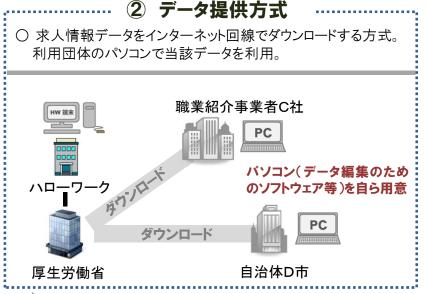
採用決定数6,821件(自治体;3,996件、民間職業紹介事業者878件(有料640件、無料238件)、学校等; 1,947件)

実施方法(イメージ)

- 具体的な実施方法として、2つの方式(①求人情報提供端末方式、②データ提供方式)を準備。
- 利用団体は、希望に応じて、実施方式を選択できる(併用も可)ようにし、その利便性を高めている。







独自のデータ編集等が可能

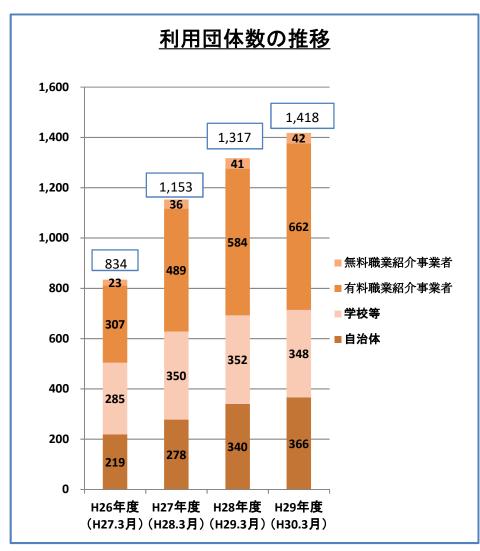
ハローワークの求人情報のオンライン提供について②

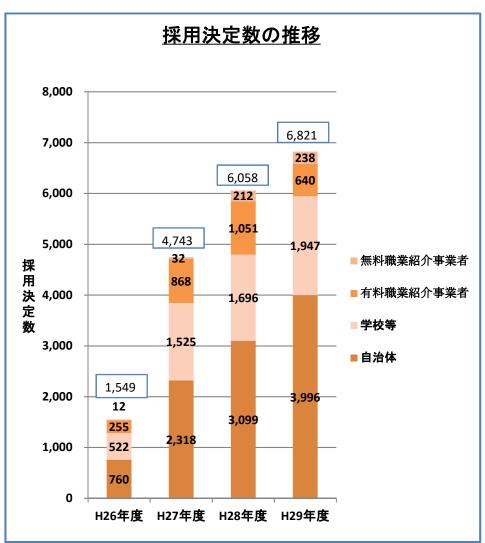
ハローワークの求人情報のオンライン提供の提供割合について、地方自治体も含めると全体の約78%が求人情報の提供について事業主の了解を得て提供している。 なお、民間人材ビジネスに限定すると、約38%となっている。

【平成30年12月時点】

公開区分	割合
地方自治体、民間人材ビジネス共に可	37. 8%
地方自治体のみ可	39. 9%
民間人材ビジネスのみ可	0. 2%
地方自治体、民間人材ビジネス共に不可	22. 1%

ハローワークの求人情報のオンライン提供について③





※オンライン提供利用状況報告に基づく集計

求人情報のオンライン提供に関するアンケート結果の主な内容①

1 データの提供方法と加工、利用者への求人情報の提供方法等について

- データの提供方法については、6割強の自治体・民間が「データ提供方式(CSV形式)」を選択しているが、<u>端末方式</u> の利用も前回調査時【平成27年5月】から大幅に増加。
- 提供されたデータについては、<u>約9割の自治体がデータ加工をしていない一方、民間では約4割がデータを加工。</u>
- 利用者への求人情報の提供方法については、自治体では、<u>印刷したものの掲示・配付や、利用者が閲覧できるようにしているところが多い一方で、民間では、約5割の事業者が、利用者に直接閲覧させず、相談時に社員の手持ち情報として利用。</u>

2 求人情報提供サービスを受けることとした理由と評価について

- 求人情報提供サービスを受けることとした理由については、<u>自治体・民間ともに「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため」と回答した割合が最も多い</u>。また、「自治体(事業所)では十分な求人を確保できないため」と回答した割合は、自治体・民間ともに2割強。
- 求人情報提供サービスに関する評価については、<u>自治体は6割強、民間では4割弱が有意義と評価している一方、</u> 民間では有意義ではないという回答も2割存在する。

3 ターゲットとしている利用者の属性と採用決定者の属性について

- 約5割の自治体において、生活保護受給者、UIJターン希望者、生活困窮者、若年者等、ターゲットを特定している。一方、民間では、ターゲットを特定しているのは約3割、女性、若年者としている事業者が多い。
- 採用決定者については、<u>自治体では、60歳以上の割合が最も高く(約34%)、50代を入れると約5割を占める。民間では、40代の割合が最も高く(約27%)、60歳以上の割合は低い(約9%)</u>。また、性別については、自治体・民間ともに女性の割合が高い。

求人情報のオンライン提供に関するアンケート結果の主な内容②

4 職業紹介事業者の区分、採用数及び紹介手数料について(民間)

- 求人情報提供サービスを利用している民間職業紹介事業者のうち、<u>約85%が有料職業紹介事業者</u>。このうち、<u>約86%がオンライン提供された求人情報による採用決定者数が0人と回答</u>。
- 採用決定のある事業者の約73%が採用決定人数が10人以下と回答。
- 採用決定のある事業者について、<u>求人者からの紹介手数料の額(予定年収に対する割合)は15~20%未満が最も</u> 多く、5%未満が続いている。また、金額ベースでは、5万円未満と30~40万円未満が最も多い。
- なお、採用決定のある事業者について、<u>求職者から紹介手数料を徴収している事業者はなし</u>。

求人情報のオンライン提供の見直しについて(1)

「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会報告書(地方自治体向けの情報の範囲等の在り方について)(平成28年12月19日)を踏まえ、以下の見直しを実施

報告書の内容

対応状況

第3 今後の求人情報オンライン提供の方向性

本取組は、労働市場全体のマッチング機能を向上させることを目的としていることから、事業主の了解を得ることを前提に、ハローワークにおいて求人受理時等に 把握した追加的な情報について、原則として、オンライン提供に含めることが適当である。

1 効果的・効率的なマッチングを進める上で必要となる情報 [企業の求める人材像]

企業の求める人材像の把握に当たっては、人材の資質や性格に関する抽象的な表現ではなく、例えば、「窓口対応業務が主な仕事なので、お客様のニーズを的確につかみ、それに合った商品を紹介できるコミュニケーション能力と提案能力のある方」といった実務に照らし合わせた具体的な表現とすることが適当である。 「より詳細な労働条件等〕

(略)効果的・効率的なマッチングを進める観点からは、求職者にとって有益なもの (例えば、次の①から⑥の事項)については、<u>事業主の積極的な協力を得つつ、ハローワークにおいて把握することが適当</u>である。

- ① 就業場所に関する事項 出張や転勤に関する情報など
- ② 仕事の内容等に関する事項 必要な能力・経験の詳細など
- ③ 労働時間・休日に関する事項 有給休暇の取得状況、休日の出勤状況、その他の休暇制度など
- ④ 会社の情報に関する事項 従業員の年齢構成、休憩室の有無など
- ⑤ 選考等に関する事項 採用予定日など
- ⑥ その他の事項 教育·研修制度、資格取得の支援、正社員登用など

今般のシステム刷新により、新たに、「事業主からのメッセージ」「研修制度」「福利厚生の内容」「両立支援の内容」などの情報を記載することができる「求人・事業所PR情報」を創設するともに、マッチング機能向上に必要と思われる項目について記入欄を拡大するなど、求人・事業所情報の充実を図ることにより、左記項目について対応。

求人情報のオンライン提供の見直しについて②

報告書の内容 対応状況 2 追加的な情報を把握した場合の提供方法 地方自治体等からハローワークに照 ハローワークで把握した追加的な情報については、原則として、オンライン提供に 会があれば随時対応している。 含めることが適当である。ただし、事業主の希望により広く外部に公開されることを また、今般のシステム刷新により、地 望まない情報も含まれることから、これらの情報については、その他のものと区分し 方自治体等に限り、新たに「紹介上の留 て地方自治体へ提供し、地方自治体において個別の職業相談等の場面で活用し、 意事項」を提供する機能を実装。 効果的なマッチングを進めることが適当である。 3 拡充する求人情報の提供先 「紹介上の留意事項」については、地 職業安定法第29条第1項に基づき地方自治体自らが無料職業紹介を行う場合 方自治体が職業紹介事業の実施を委 に加えて、地方自治体が職業紹介事業の実施を委託する場合についても、拡充す 託する場合についても提供予定。 る求人情報の提供先とすることが適当である。 また、委託先における得られた情報の この場合、委託先において2の取扱いに留意を要する情報を扱うことから、地方 取扱いについては、利用規約の見直し 自治体が締結する事業委託契約等に基づき、委託先においてこれらの情報の取扱 等によって担保する予定。 いを遵守させることが適当である。(以下略) 4 その他オンライン提供の運用の改善に向けた取組 求人情報のオンライン提供割合に ① 地方自治体への提供割合の向上 ついては、全体の約78%の求人につ 事業主に対して求人受理時にオンライン提供の範囲について確認しているが、 いて、事業主の了解を得て提供。 今後、地方自治体への提供割合を向上させるために、求人更新時にもあらため また、今般のシステム刷新により、 て積極的に働きかける必要がある。 求人者に対する求人情報オンライン また、本取組の趣旨が必ずしも事業主に浸透していない点に留意し、事業主 提供サービスの利用の可否について、 に対するハローワーク窓口での説明を徹底のうえ、次期システム更改時には、 オンライン提供を希望しない利用団体の種別を選択する仕組みについても検討 ネガティブチェック方式を導入。 する必要がある。 ② 平成29年度から報告様式を見直し、 ② オンライン提供による活用実態の把握 採用決定者の性別や年齢等を把握。 現在のところ利用団体から四半期ごとに採用決定者数を報告していただいて ③ 今般のシステム刷新により、固定IP いるが、地方自治体での活用に資する観点から、報告様式を見直し、性別や年 アドレス等の要件やデータのダウン 齢といった採用決定者の属性等を把握する必要がある。

③ オンライン提供に係るシステムの改善

端末方式ともに機能の改善・追加等を検討する必要がある。

ロード時間の指定・回数制限の廃止 ハローワーク求人のオンライン提供に係るシステムについて、データ提供方式、 など、機能改善等の見直しを実施。

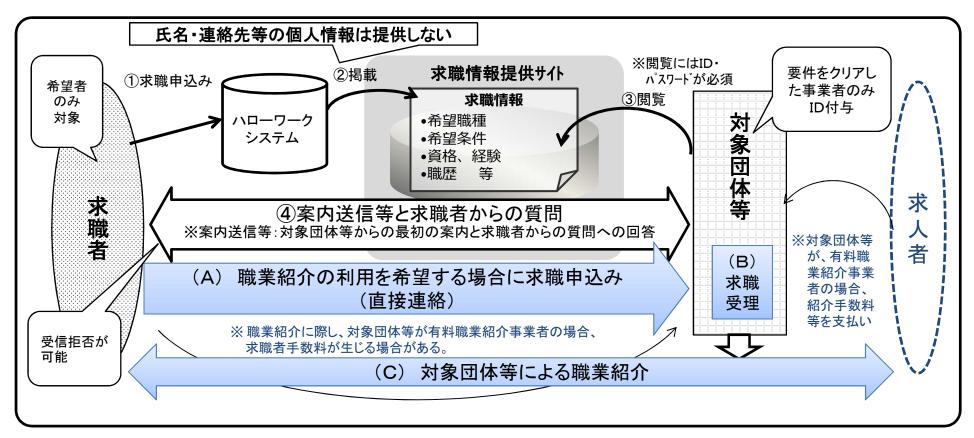
ハローワークの求職情報提供サービスについて(1)

○ 国・地方・民間が、それぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るため、ハローワークの求職情報を民間職業紹介事業者及び地方自治体等に提供する取組を実施(平成28年3月22日から開始)。

平成30年12月現在で445団体が利用(地方自治体等91団体、民間職業紹介事業者等354団体)

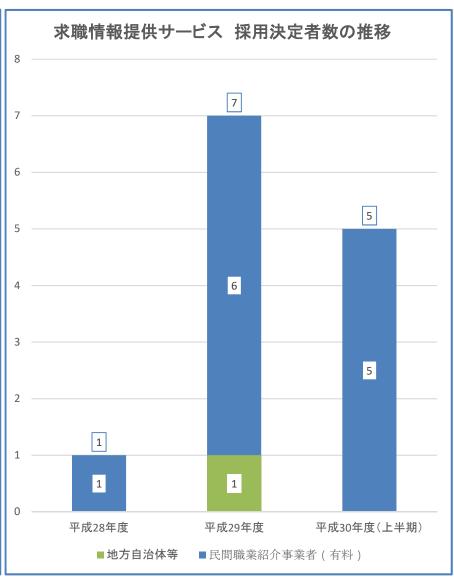
【平成28年度から30年度上半期までの実績】

採用決定数13件(自治体;1件、民間職業紹介事業者12件(有料12件、無料0件))



ハローワークの求職情報提供サービスについて②





ハローワークの求職情報提供サービスについて③

ハローワークの求職情報のオンライン提供について、新規求職者の約1.1%(約3,250人)が了解を得て求職情報を提供している。一方、地方自治体、民間人材ビジネスともに不可としている者の割合は約87%となっている。

【平成30年12月時点】

公開区分	割合
地方自治体、民間人材ビジネス共に可	0. 9%
地方自治体のみ可	0. 1%
民間人材ビジネスのみ可	0. 1%
地方自治体、民間人材ビジネス共に不可	87. 1%
未選択	11. 9%

ハローワークの求職情報提供サービスについて4

有料職業紹介事業者が、ハローワークの求職情報のオンライン提供サービスを活用して、これまでに12人の採用決定者を出しており、一人あたりの平均手数料の額は、約43.6万円となっている。

年度	採用決定者数	手数料計	一人あたりの 平均手数料の額
平成28年度	1人	24. 6万円	24. 6万円
平成29年度	6人	94. 8万円	15. 8万円
平成30年度(上半期)	5人	403. 5万円	80. 7万円
合 計	12人	522. 9万円	43. 6万円

[※]採用決定者数には、手数料を徴収していないもの含まれる(H29:2人)。

[※]オンライン提供利用状況報告に基づく集計

求職情報提供サービスに関するアンケート結果の主な内容(1)

【利用団体】

1 求職情報提供サービスの利用に伴い実施したものについて

○ <u>民間では、「利用案内の送信」(約44%)や「求職者とのメッセージの送受信」(約29%)などを実施している一方、自治体では、最も多いのが「利用案内の送信」で2割弱。</u>また、職業紹介を実施したのは、民間が約9%、自治体が約2%となっている。

2 求職情報提供サービスの利用に当たっての不満、改善点などについて

- 利用に当たっての負担・不満については、<u>自治体・民間ともに、「登録している求職者数が少ないこと」、「利用案内</u>を送付したいと思える求職者がいないこと」と回答している割合が多い。
- 改善して欲しい点については、<u>自治体・民間ともに、「ハローワークから求職者への利用勧奨」、「求職情報提供サイトの使い勝手」と回答している割合が高い</u>。

3 利用団体の属性について

- <u>利用団体(民間)の従業員数については、9人以下が最も多く(約4割)、100人以下で約7割</u>を占める。
- 民間の事業活動地域については、関東が2割と最も多く、中部、近畿と続いている。

求職情報提供サービスに関するアンケート結果の主な内容②

【求職者】

1 利用者の属性について

- <u>60歳以上の者が最も多く(約28%)、50歳以上で約半数</u>を占めている。また、ハローワークの新規求職者と比べると、全体的に年齢層が高い者の割合が多く、在職者の割合が多い。
- 希望職種については、事務的職業が最も多く、専門的・技術的職業、サービスの職業が続いている。また、求職期間については、3か月以下の者が7割強を占めている。

2 求職情報提供サービスの利用に当たり実際に行ったこと、役に立ったこと

○ 求職情報の提供を可とした者のうち、約3分の1の求職者が、民間職業紹介事業者等への求職申込みを行い、求人情報の提供を受けている。また、約4分の1の求職者が、職業相談・職業紹介を受ける、提供された求人に応募したと回答。また、役に立ったと思うことについては、「ハローワーク以外の求人の提供があること」が最も多く、「希望勤務地など求職条件に合致した求人の提供があること」が続いている。

3 求職情報提供サービスの利用が進まなかった理由と改善して欲しい点について

- 求職情報提供サービスの利用が進まなかった、又は、途中で辞めた場合の理由については、「利用者登録(サイトログイン)が面倒だったから」と回答した割合が最も多く、「民間職業紹介事業者等からの利用案内がなかったから」、「利用案内が届いたが、求職申込みをしたいと思えなかったから」が続いている。
- 改善して欲しい点で最も多かったのが、「利用手続きの簡素化」(約29%)であり、「ハローワークからの説明の充実」、「民間職業紹介事業者等からのサービスの提供内容の充実」と続いている。

⇒ 求職者の理解を得つつ、利用手続きの簡素化・合理化を行うことにより、登録 拡大を図る必要があるのではないか

ハローワークの求職情報提供サービスの見直しについて

ハローワークシステムの刷新に伴い求職情報提供サービスの利便性の向上、求職者の登録手続き等の 効率化・合理化を図る一方、引き続き窓口で必要な説明、確認を実施。

 課 題		変更内容
求職者の確認手続きの見直し	ハローワークの窓口における <u>求職申し込み受理時</u> に以下のとおり対応。 ① 職員がリーフレット及び利用規約(求職者用)を求職者に <u>提示</u> ②本サービスの内容や留意事項を説明 ③本サービスの <u>希望を確認</u> ④求職者が希望する場合には、 <u>同意書に、住所及び氏名</u> (署名又は記名押印)を記入の上、提出	1 来所者端末での求職申し込みを入力 (仮登録) ①求職情報の提供を可とする提供先機関 を選択(「未選択」項目を新たに追加) ②求職情報を提供する場合には、利用規 約及びリーフレットをダウンロードして確認 ③「利用規約に同意」をチェック 2 窓口にて本登録 「民間人材ビジネス」を選択している場合には、現行の①~③により利用意向を 再確認(確認できなかった場合には「提供を希望しない」として処理)
求職情報提供サービスの登録手続きの見直し	求職者情報提供サービスの利用者登録(サイトログイン)のためには、別途、以下の手続きが必要。 ①ハローワークインターネットサービス上の「求職情報提供サイト」利用登録画面において、求職番号、メールアドレス、パスワード、画像認証を入力して利用仮登録 ②システムからユーザーID(半角英数字12桁)及び認証キーを発行 ③30分以内にユーザーIDとパスワード、認証キーを入力して利用登録完了 ④次回以降は、システムから発行されたユーザーID(半角英数字12桁)とパスワードを入力してログイン	「求職情報提供サイト」を求職者マイページに統合。 ①ハローワークインターネットサービス上の「求職者マイページ利用」画面からメールアドレスを入力 ②システムから認証キーを発行 ③30分以内にパスワード、認証キーを入力して利用登録完了 ④次回以降は、メールアドレスとパスワードを入力してログイン(ID管理の必要なし)